

医政メモQ&A

今回の医療法改正のポイント

平成12年12月6日付で公布された「医療法等の一部を改正する法律」が、平成13年3月1日から施行されております。

Q：医療法における病院の病床区分は？

A：これまで、病院の病床は精神病床、感染症病床、結核病床及びその他の病床（療養型病床群を含む。）の4区分となっていた。改正法の施行後は、病院の病床区分は精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床及び一般病床の5区分になります。

Q：人員配置基準、構造設備基準は？

A：図1

Q：「一般病床」か「療養病床」の届出は？

A：改正法の施行時に、その他の病床（療養型病床群を含む。）を有している全ての病院の開設者は、平成15年8月31日までに、個々の「その他の病床」を「療養病床」と「一般病床」のいずれに移行させるのか届出なければならない。

療養病床……主として長期療養の患者を対象とした病床であり、これまでの療養型病床群と同じ基準が適用される。

一般病床……長期療養の患者以外の患者を対象とするものであり、現在の入院患者4人に対し看護婦1人の基準が、入院患者3人に対し看護婦1人に引き上げられ、より手厚い看護体制を確保することが求められる。

Q：届出にあたって、必要書類は？

A：以下の内容がわかる書類が必要です。

- ・従業員の定数（変更のある場合のみ）
- ・建物の構造概要及び平面図
- ・必置施設の有無とその構造設備（変更のある場合のみ）
- ・病床数及び病床の種別ごと病床数並びに各病室の病床数

その他詳しくは、札幌市保健所が6月中に説明会を開く予定ですので、出席願います。

Q：施行後2年6カ月を経過しても、病床区分の届出のない病院の取り扱いは？

A：病院の「その他の病床」に係る部分については、施行後2年6カ月経過しても届出のない場合は開設の許可が取り消されるものとして取り扱われる。

Q：人員配置基準の経過措置は？

A：へき地、離島等の病院や「その他の病床」で200床未満の中小病院については、平成18年2月28日までは、経過措置として、従来の基準によることができる。（入院患者4人に対し看護職員1人）

Q：広告規制の緩和は？

A：(1)「診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報を提供することが出来る」を広告できる事項として追加する。

(2)以下の事項を広告できる事項として追加する。

- ・医師の年齢、性別、学歴、経歴（診療分野を含む）
- ・財団法人医療機能評価機構が行う医療機能評価の結果
- ・医療機器の有無（共同利用できる医療機器）
- ・対応可能な言語（手話・点字を含む）
- ・予防接種、健康診査の実施
- ・保健指導、健康相談の実施
- ・介護保険の実施に伴う事項（例：介護保険適用療養型病床群など）

(医政部長 中田 康信)

図1

■病院の病床種別ごとの主な基準一覧

(下線は今回の改正部分)

	一般病床	療養病床	精神病床		感染症病床	結核病床
定 義	精神病床、結核病床、感染症病床、療養病床以外の病床	主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床	精神疾患を有する者を入院させるための病床 (1) 内科、外科、産婦人科、眼科および耳鼻咽喉科を有する100床以上の病院、並びに大学附属病院	(2) (1) 以外の病院	感染症法に規定する一類感染症、二類感染症および新感染症の患者を入院させるための病床	結核の患者を入院させるための病床
人 員 配 置 基 準	医 師 16:1 看護職員 3:1 薬 剤 師 70:1 経過措置:5年間 看護職員 4:1 (へき地の病院または従前の「その他の病床」が200床未満の病院)	医 師 48:1 看護職員 6:1 看護補助者 6:1 薬 剤 師 150:1	医 師 16:1 看護職員 3:1 薬 剤 師 70:1 経過措置: 2年6ヵ月間 看護職員 4:1	医 師 48:1 看護職員 4:1 薬 剤 師 150:1 (ただし当分の間、看護職員 5:1、看護補助者を合せて4:1とする) 経過措置:5年間 看護職員 6:1 (旧医療法第21条第1項但し書の許可を受けていた病院に限る)	医 師 16:1 看護職員 3:1 薬 剤 師 70:1 経過措置: 2年6ヵ月間 看護職員 4:1 (ただし、へき地の病院または従前の「その他の病床」が200床未満の病院については5年間)	医 師 16:1 看護職員 4:1 薬 剤 師 70:1 経過措置:5年間 医 師 40:1 看護職員 6:1 薬 剤 師 150:1 (旧医療法第21条第1項但し書の許可を受けていた病院に限る)
構 造 設 備	・各科専門の診察室 ・手術室 ・処置室 ・臨床検査施設※ ・X線装置 ・調剤所 ・給食施設※ ・消毒施設※ ・洗濯施設※ (※は外部委託の場合には一部緩和される)	一般病床において必要な施設のほか、 ・機能訓練施設 ・談話室 ・食堂 ・浴室	一般病床において必要な施設のほか、 ・精神疾患の特性を踏まえた適切な医療の提供および患者の保護のために必要な施設		一般病床において必要な施設のほか、 ・機械換気設備 ・感染予防のためのシャ断 ・一般病床の消毒施設のほかに必要な消毒施設	一般病床において必要な施設のほか、 ・機械換気設備 ・感染予防のためのシャ断 ・一般病床の消毒施設のほかに必要な消毒施設
	病床面積 6.4㎡/床以上 既設:4.3㎡/床以上	6.4㎡/床以上	6.4㎡/床以上 既設:4.3㎡/床以上		6.4㎡/床以上 既設:4.3㎡/床	6.4㎡/床以上 既設:4.3㎡/床
廊 下 幅	1.8m以上(両側居室2.1m) 既設:1.2m以上(両側居室1.6m)	1.8m以上(両側居室2.7m) 既設:1.2m以上(両側居室1.6m)	1.8m以上(両側居室2.1m) 既設:1.2m以上(両側居室1.6m)	1.8m以上(両側居室2.7m) 既設:1.2m以上(両側居室1.6m)	1.8m以上(両側居室2.1m) 既設:1.2m以上(両側居室1.6m)	1.8m以上(両側居室2.1m) 既設:1.2m以上(両側居室1.6m)

(注)①改正法の施行の際現に存する療養型病床群については、療養病床に移行する場合、当分の間、従前の基準による。②薬剤師の人員配置については平成13年12月目途に見直しを行う予定である。